

Q 過半数の労働者代表はどのように選出すればよいですか

A 労働基準法施行規則第6条の2では、三六協定や社内預金を実施する場合の労使協定など、労働基準法に基づく労使協定の労働者側の過半数代表者について、次のように定めています。

- ① 法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ② 法に規定する協定等をする者を選出することを明きらかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること

使用者は、労働者が過半数代表者であること、過半数代表者となろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしないようにしなければならないこととされています(則第6条の2第3項)。

過半数労働者の代表者の選出方法は、前述したように「投票、挙手等の方法」とされています。

この場合の「等」には「労働者の話し合い、持ち回り決議等労働者の過半数が当該者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きが該当する」とされています(平 11.3.31 基発第 169 号)。

したがって、使用者が一方的に指名するような場合や、親睦会の代表者が自動的に労働者代表となるような場合は適法な選出方法とはいえません。

このような適法な手続きによらずして労使協定を締結した場合は、協定の効力は認められず無効とされます。

その場合、法定労働時間を超えて労働をさせたとするならば、労働基準法第32条違反ということになってしまいます。